

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 『現況届』を忘れずに

■問い合わせ

福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方が、8月以降も継続して受給するには、『現況届』の手続きが必要です。該当する方には郵送で通知します。手続きが遅れると次回の受給が遅れることがありますので、ご注意ください。

なお、手続きはどちらも福祉課社会福祉係です。

■受付期間

・児童扶養手当

8月1日(月)～ 8月11日(木)

・特別児童扶養手当

8月24日(水)～ 8月25日(木)

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、受給資格があっても手続きをしないと支給されません。詳しくは、福祉課社会福祉係にお尋ねください。

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の健全な成長を願い、児童が育成されている家庭の安定と自立の促進のために支給される手当です。

特別児童扶養手当とは

精神や身体に障害を有する（日常生活で、介護・支援を必要とする疾病・傷病をもつ）20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

参加者募集！

親と子のふれあいバス旅行

多久市母子寡婦福祉連合会と多久ライオンズクラブでは、親子でゆっくりとしたふれあいの一日を過ごしてもらおうと、バス旅行を計画しています。

楽しい思い出づくりに、参加してみませんか。

■期 日 8月28日(日) 8時30分～17時(予定)

■行き先 マリンワールド海の中道
太宰府天満宮

■参加対象者

ひとり親家庭の子ども（中学生まで）とその保護者

■参加費 無料

■持ってくる物 水筒、タオルなど

■申込期限 8月10日(水)



■問い合わせ・申し込み

福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

ひとり親家庭等医療費受給資格証 更新手続きのお知らせ

■問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

ひとり親家庭の児童とその親、ひとり暮らしの寡婦（75歳未満）の方へ、保険診療による医療機関での受診、薬の調剤にかかる自己負担金の一部を助成しており、対象者に受給者証を発行しています。（所得により制限があります）

現在お持ちの方の有効期限は、平成23年8月31日(水)まで。

9月以降も助成を受けるには、更新手続きが必要です。

■受付期間 8月1日(月)～ 8月11日(木)

該当する方には郵送で通知していますので、福祉課社会福祉係で忘れずに手続きをお願いします。